

茨木市学童保育のあり方庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1 本市における学童保育のあり方等について検討するため、茨木市学童保育のあり方庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本市における学童保育の今後のあり方に関すること。
- (2) 学童保育の諸課題に係る情報の収集及び整理に関すること。
- (3) その他小学校に就学している児童の健全育成に係る調査及び研究に関すること。

(組織)

第3 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長等)

第4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長はこども育成部長の職にある者を、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、こども育成部において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月30日から実施する。

別表

こども育成部長	人事課長	こども政策課長	子育て支援課長	保育幼稚園総務課長	保育幼稚園事業課長	学童保育課長	教育委員会施設課長	同社会教育振興課長	同学校教育推進課長
---------	------	---------	---------	-----------	-----------	--------	-----------	-----------	-----------

